

(使用料の減免)

次の各号の一に該当するときは、条例の規定に基づき、町長は使用料を減免することができる。

(1) 全部を免除する場合

- ア 国又は地方公共団体が利用する場合
- イ 町内に設置された学校又は保育所が利用する場合
- ウ 町又は委員会が共催する場合
- エ 町内の別表に定める団体が、その本来の目的の達成のために利用する場合
- オ その他、町長が使用料の免除を適当と認めた場合

(2) 5割を減額する場合

- ア 町又は委員会が後援する場合
- イ 和木町文化協会及び和木町体育協会に加盟している団体が利用する場合
- ウ その他、町長が使用料の減額を適当と認めた場合

※その他

文化会館には商工会の減免基準が、総合コミュニティセンターには認定団体の減免基準が、それぞれ規定されています。

別表

団体名
婦人会（支部婦人会を含む。）
子ども会育成連絡協議会（単位子ども会を含む。）
体育協会
文化協会
PTA
和木保育所父母の会
社会福祉協議会
老人クラブ連合会（喜楽会を含む。）
身体障害者親和会
手をつなぐ育成会
ボランティア連絡協議会
母子寡婦婦人会
清和会
点訳すばるの会
手話サークル・虹
要約筆記サークル・こぼと
自治会
生活改善実行グループ連絡協議会